

《地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金》

申請の際の注意事項

新小山市民病院では、当病院の医療の充実を図ることを目的として、看護師等を養成する施設に在学し、卒業後、新小山市民病院において看護業務に従事しようとする方に対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、「地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程」に基づき、貸与するものです。

審査の結果、貸与できない場合もありますのでご注意ください。

貸与を希望される方は、この「申請の際の注意事項」を熟読のうえ、卒業後の進路や返還の負担を考慮したうえで、申請するかどうかを決めてください。

1 用語の定義

(1) 看護師等とは

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条及び第5条に規定する助産師及び看護師をいいます。

(2) 養成施設とは

保健師助産師看護師法第20条及び第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校並びに厚生労働大臣が指定した助産師養成所及び看護師養成所等をいいます。

(3) 看護業務とは

看護師等の行う業務をいいます。

(4) 修学資金とは

この規程による貸与資金をいいます。

(5) 修学生

養成施設に在学する者で修学資金の貸与を受けている者をいいます。

2 連帯保証人について

修学資金の貸与に当たり、連帯保証人が2人必要となります。連帯保証人になっていただく方に必ず承諾をとってください。

連帯保証人は、独立して生計を営む満20歳以上の方で、3親等以内の親族としていただきます。

「修学資金貸与申請書」には、連帯保証人の実印での押印、印鑑登録証明書を添付していただきます。

3 修学資金の貸与について

申請書類等を審査の上、貸与の可否を決定し、その結果については、申請した方に通知します。

修学資金は、貸与を決定した月から当該月分を、原則毎月修学資金の貸与を受ける方(以下「修学生」という。)名義の預金口座に振り込みます。

4 学業成績証明書の提出について

修学生は、毎年4月30日までに前学年度末の学業成績証明書を理事長に提出していただきます。

5 借用証書等の提出について

修学生は、修学資金の最後の貸与を受けた日から14日以内に、貸与を受けた修学資金の全額について、連帯保証人が連署した修学資金借用証書(様式第8号)及び修学資金返還明細書(様式第9号)を新市民病院へ提出していただきます。

6 修学資金の返還・猶予・免除について

(1) 修学資金の返還

修学生は、養成施設を卒業したとき、「返還猶予」、「返還免除」に該当する場合を除いて全額返還していただきます。返還期間は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して貸与期間に相当する期間とします。

(2) 返還の猶予(様式第6号)

修学資金の貸与を受けた方が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、返還を猶予します。

① 看護師等として新市民病院に勤務しているとき。

② 進学、被災その他の特別の理由があると理事長が認めたとき。

(進学とは、看護師免許取得後助産師免許取得のため進学する場合をいいます。)

(3) 返還の免除(様式第7号)

修学資金の貸与を受けた方が、次の①から③までのいずれかに該当するとき、当該各号に掲げる金額の修学資金の返還を免除します。

① 新小山市民病院において看護業務に従事した期間が別表に定める期間に達したときは全額

② 新小山市民病院において看護業務に従事している期間中に業務上の災害により死亡し、又は疾病にかかり業務を継続することができなくなったときは全額

③ 新小山市民病院に勤務した期間が、別表に定める期間に満たないで退職したときは、修学資金の全額を別表に定める

期間の1.5倍の数で除して得た額に勤務期間を乗じて得た額に相当する金額

- ④ その他特別の理由があると理事長が認めたときは理事長が認める額

7 各種届出の義務について

修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出をしてください。

- (1) 自己又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。

8 貸与の取消し又は停止

修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止する場合があります。

- (1) 修学生を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 養成施設を退学したとき、又は停学させられたとき。
- (5) 偽りその他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

9 修学資金の一括返還について

前項に該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額を指定した期日までに一括して返還していただく場合もありますのでご注意ください。

また、月割・一括返還を問わず、正当な理由なく修学資金の返還を遅延したときは、その金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金もあわせて納付いただくこととなります。

10 その他必要な事項等については、「地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程」によりますので、必ずご熟読ください。

※ 口座振込の場合は修学金受領書(様式第5号)の必要はありません。